基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年二月十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目一〇番一三号

株式会社リサイクルワン

代表取締役　木南　陽介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十九日

山形県酒田市東町二丁目一番地七

大井建設株式会社

代表取締役　大井誠一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号霞が関コモンゲート西館

シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社　代表取締役　マイケル・キング

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十九日

沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目六番五号

琉球造船鉄工株式会社

代表取締役　平良　和彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉田観一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十九日

東京都国分寺市西町一丁目三番地六六

アート・ジャンキー・インク

日本における代表者　吉田　観一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である野村隆が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十九日

東京都中央区築地四丁目一番一二号ビュロー銀座

Trianz Holdings Private Limited

日本における代表者　野村　隆

限定承認公告

本籍福島県郡山市喜久田町堀之内字向原八番地一一一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　安田　力夫

右被相続人は平成二十四年十一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年二月七日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十九日

福島県須賀川市大桑原字三分市後一二番地一七

相続財産管理人　安田　裕美

限定承認公告

本籍東京都調布市佐須町四丁目一二番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　当金　保則

右被相続人は平成二十四年十月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年二月六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十九日

東京都調布市佐須町四丁目一二番地六

限定承認者　当金　米子

限定承認公告

本籍東京都東久留米市幸町一丁目一〇九七番地、最後の住所埼玉県所沢市並木三丁目一番地九―二〇七

被相続人　亡　清水　達也

右被相続人は平成二十四年十一月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年二月十五日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十九日

神奈川県横浜市磯子区森一丁目一五番一―五〇八号

限定承認者　清水　順一

限定承認公告

本籍愛知県安城市里町日吉一番地三〇、最後の住所愛知県安城市里町長根三六番地

被相続人　亡　中野　義彦

右被相続人は平成二十四年十月二十三日死亡し、その相続人は平成二十五年二月五日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十九日

愛知県安城市里町長根三六番地

相続財産管理人　中野　修

限定承認公告

本籍三重県三重郡菰野町大字田光二一九二番地、最後の住所三重県三重郡菰野町大字田光三四七〇番地三　被相続人　亡　諸岡　嘉博

右被相続人は推定平成二十四年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年一月三十日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十九日

三重県四日市市鵜の森一丁目七番一〇号

SAYビル二階　四日市法律事務所

限定承認者諸岡隆博

代理人弁護士　奥谷　浩

限定承認公告

本籍兵庫県芦屋市大原町一〇〇番地二、最後の住所兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町一七番三号

被相続人　亡　亀岡　正樹

右被相続人は平成二十四年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十五年二月八日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十九日

兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町一七番三号

相続財産管理人　亀岡　弘子

訂正公告

平成二十五年一月二十八日（号外第十六号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「株式会社岸文丈島」とあるは「株式会社岸文大島」、「効力発生日は平成二十五年三月一日」とあるは「効力発生日は平成二十五年三月二十一日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十九日

東京都中央区銀座二丁目一二番三号

株式会社岸文大島

代表取締役　岸田　聡司

正　誤

平成二十四年十一月十六日（号外第二百四十九号）公布国土交通省令第八十四号（道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三〇ページ下段一九行目「第百二十八号」は「第百二十七号」の誤り。

平成二十四年八月二十一日（号外第百八十号）農林水産省告示第二千百四号（種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件）

（原稿誤り）

二六ページ上段表中出願者の氏名又は名称及び住所又は居所欄「国立大学法人お茶の水大学」は「国立大学法人お茶の水女子大学」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
三一	上	終りから五	第40条の2	第33条の3
三二	〃	八	低速時操縦支援	低速走行時側方照射灯
〃	下	〃	接灯	
〃	上	終りから一六	第七号を第八号とし、第一号から第六号	第六号を第七号とし、第一号から第五号
〃	下	〃		
三三	〃	四	別添百十五	別添百五

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十九日付第三一号六四　ページ●同日付政府調達第三一号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三〇円（本体一一八円）　送料　別